

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 9 月 4 日
【発行者名】	アバディーン・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢島 健
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号 大手町フィナンシャルシティグランキューブ
【事務連絡者氏名】	岸 昌宏
【電話番号】	03-4578-2214
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	[アバディーン・ファンド・セレクション]海外高格付 け債ファンド B コース（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	上限 500億円
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

〔アバディーン・ファンド・セレクション〕海外高格付け債ファンド Bコース（為替ヘッジなし）

（以下「当ファンド」ということがあります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、アバディーン・ジャパン株式会社（以下「委託会社」といいます。）を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の受益権^{*}です。

当初元本は、１口当たり１円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

^{*}当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

500億円を上限とします。

なお、上記金額には、後記「(5)申込手数料」は含みません。

（４）【発行（売出）価格】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額^{*}とします。

^{*}基準価額とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た金額です。なお、当ファンドの基準価額は、便宜上、１万口単位で表示されています。

基準価額は毎営業日計算し、原則として翌日の日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄の〔アバディーン〕に、略称「ＦＳ高格債Ｂ」として掲載されます。

= 詳しくは、後記〔照会先〕もしくは販売会社にご確認ください。 =

（５）【申込手数料】

購入時に、上記「(4)発行（売出）価格」に対し3.3%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める購入時手数料をお支払いいただきます。

= 詳しくは、販売会社にご確認ください。 =

（６）【申込単位】

申込単位（購入単位）は、販売会社が定めるものとします。

収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。

当ファンドは、収益の分配がなされた場合、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資」専用ファンドです。購入申込みの際には、申込みの販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」^{*}にしたがって契約を締結するものとします。

^{*}販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

確定拠出年金制度に基づく申込みは１円以上１円単位とします。

販売会社との間で「定時定額購入サービス」^{*}等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する単位とします。

^{*} 販売会社によっては、同様の権利義務関係を規定する名称の異なるサービスを行うことがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（ 7 ）【申込期間】

購入の申込期間は、2026年9月5日から2027年3月5日^{*}まで

^{*} 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

ただし、後記「（12）その他 信託終了（繰上償還）予定のお知らせ」に記載する手続きを経て信託終了（繰上償還）することとなった場合には、申込期間は2026年12月2日までとします。

購入申込みについては、原則として、午後3時30分までに購入申込みが行われ、かつ当該購入申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には購入の申込みの受付は行いません。

申込不可日：ロンドンまたはニューヨークの証券取引所または銀行の休業日

= 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 =

（ 8 ）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取扱います。

= 販売会社については、後記〔照会先〕にお問い合わせください。 =

（ 9 ）【払込期日】

販売会社の定める日までに購入代金を当該販売会社にお支払いください。

販売会社は、購入申込受付日の購入代金の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

（ 10 ）【払込取扱場所】

購入代金は、販売会社にお支払いください。

（ 11 ）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

（ 12 ）【その他】

購入代金に利息はつきません。

日本以外の地域での受益権の発行はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金および換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

当ファンドは、下記の通り、2027年3月5日をもって投資信託契約を解約し、信託を終了（以下「繰上償還」といいます。）させていただく予定ですのでお知らせいたします。

当ファンドの受益権の取得のお申込みに際しましては、下記の予定される内容等を十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

1. 対象となるファンド

[アバディーン・ファンド・セレクション]海外高格付け債ファンド Bコース（為替ヘッジなし）

2. 信託の終了を予定する理由

当ファンドは、投資信託約款第48条第1項において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときは、異議申し立て手続きの成立をもって、受託会社と合意のうえ、繰上償還させることができると規定しています。現状、当ファンドは受益者からの換金（解約）による受益権の口数の減少傾向が続いており、2026年6月末現在、当ファンドの純資産総額は約28.8億円となっております。今後、このような受益権の口数の状態と運用資産額が継続した場合、本来の運用目標を達成することが困難になっていくことが懸念されます。したがって、このまま運用を継続するよりも、可能な限り早期に繰上償還を行い、預かり資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者の皆様の利益に資すると判断いたしました。

3. 繰上償還予定日

2027年3月5日

当ファンドの繰上償還（予定）につきましては、2026年9月4日に新聞公告を行い受益者^{*}からの異議申し立てを受け付けております。

^{*} 2026年9月2日までの取得申込受付分が対象となります。それ以降の取得申込受付分については、異議申し立ての権利はございませんのでご承知おきください。

異議申し立てされた受益者の受益権の合計口数が新聞公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、予定通り2027年3月5日をもって当ファンドを繰上償還し、償還金は繰上償還予定日の翌営業日以降に販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いいたします。

また、ご換金のお申込みは、2027年3月1日まで通常通り受け付けます。

なお、当ファンドの繰上償還の公告日現在の受益者のうち、異議申し立て期間中に異議申し立てを行った受益者の受益権口数が2分の1を超えた場合は、当該繰上償還は行いません。この場合、繰上償還を行わない旨を、上記異議申し立て期間終了後、日本経済新聞へ公告を行います。

〔照会先〕 アバディーン・ジャパン株式会社

お問い合わせ窓口 03-4578-2251

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）

インターネット・ホームページ <https://www.aberdeeninvestments.com/ja-jp/investor>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a．ファンドの目的

当ファンドは、親投資信託であるF S 海外高格付け債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本を除く先進主要国の国債をはじめとする各種投資適格債に分散投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目的とします。

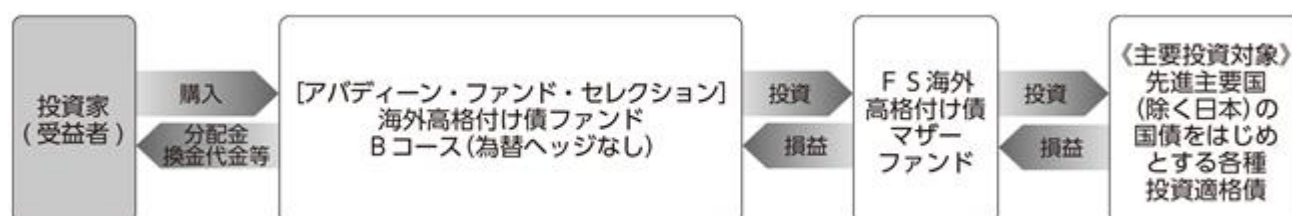
b．ファンドの特色

- ・日本を除く先進主要国の国債をはじめとする各種投資適格債に分散投資
- ・グローバルな運用体制

c．ファミリー・ファンド方式

当ファンドはファミリー・ファンド方式により運用を行います。

ファミリー・ファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行うものです。



d．信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

e．商品分類等

当ファンドの商品分類^{*}は「追加型投信 / 海外 / 債券」です。

^{*}一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信 その他資産 () 資産複合

当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 当ファンドが該当する商品分類の定義 >

単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるものをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含まない)	ファミリー・ ファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券	年2回			
クレジット属性 ()	年4回	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
不動産投信	年6回(隔月)			
その他資産 (投資信託証券(債券(高格付債)))	年12回(毎月)			
資産複合 ()	日々			
資産配分固定型	その他 ()			
資産配分変更型				

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 当ファンドが該当する属性区分の定義 >

属性の定義は、当ファンドの目論見書または信託約款において、下記の記載があるものをいいます。

投資対象資産	その他資産	主として、株式、債券、不動産投信以外の資産に投資するものをいいます。
決算頻度	年2回	年2回決算を行うものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含まない)	組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とするものをいいます。なお、当ファンドにおいては「世界の資産」に「日本」は含みません。
投資形態	ファミリー・ファンド	親投資信託(マザーファンド。ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に債券を投資対象としております。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

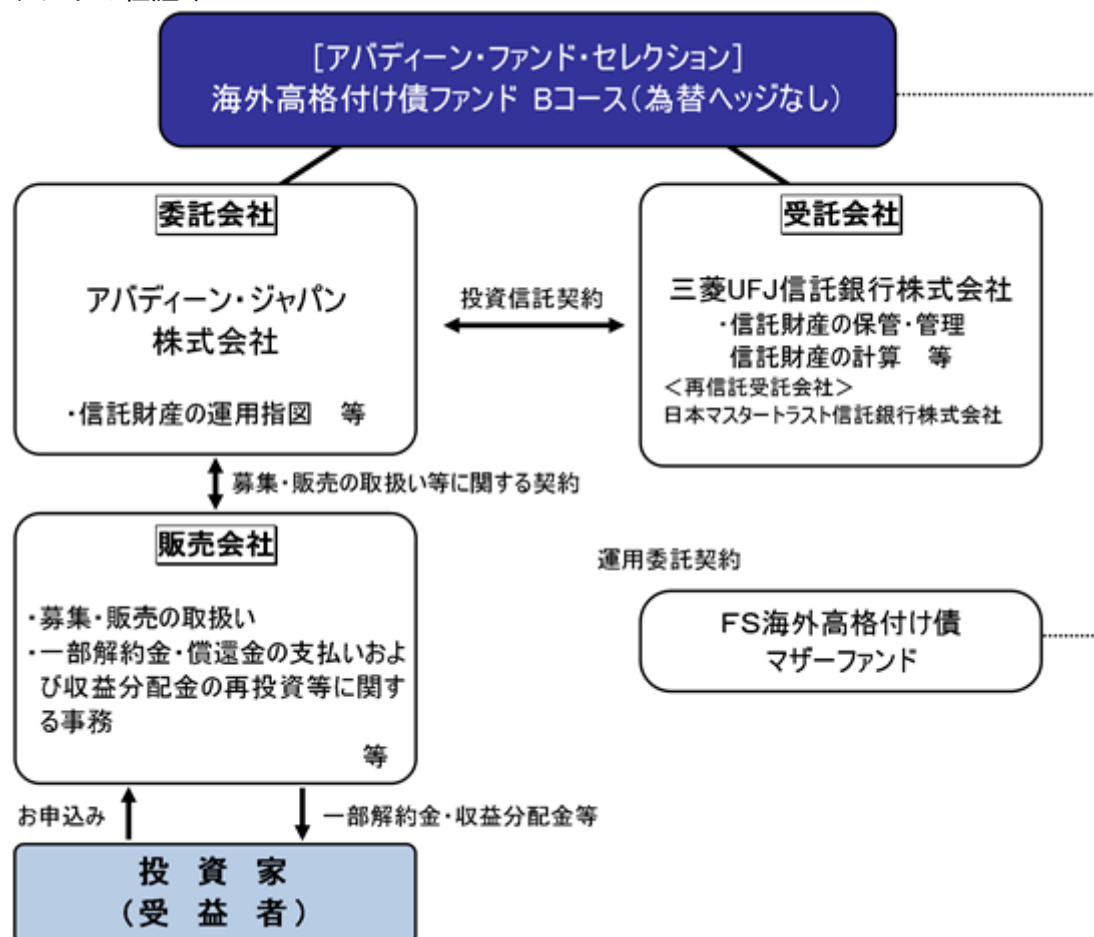
(注) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のインターネット・ホームページ(<https://www.imaj.or.jp>)をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

- 1998年11月20日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
- 2000年7月12日 クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッドおよびクレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシーへ運用指図の権限の委託を開始
- 2007年2月26日 当ファンドの運用指図の権限の委託を中止し、マザーファンドの運用指図の権限の委託のみ継続
- 2009年7月1日 [アバディーン・ファンド・セレクション] 海外高格付け債ファンド Aコース(為替ヘッジあり)、[アバディーン・ファンド・セレクション] 海外高格付け債ファンド Bコース(為替ヘッジなし)へ名称変更
マザーファンドの運用指図の権限の委託先を変更
- 2016年3月31日 [アバディーン・ファンド・セレクション] 海外高格付け債ファンド Aコース(為替ヘッジあり) 信託の終了
- 2019年3月9日 [アバディーン・スタンダード・ファンド・セレクション] 海外高格付け債ファンド Bコース(為替ヘッジなし)へ名称変更
- 2022年9月10日 [アバディーン・ファンド・セレクション] 海外高格付け債ファンド Bコース(為替ヘッジなし)へ名称変更

(3) 【ファンドの仕組み】

a . ファンドの仕組み



< 委託会社が関係法人と締結している契約等の概況 >

受託会社（投資信託契約）

当ファンドの運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項について規定しています。

販売会社（募集・販売の取扱い等に関する契約）

委託会社が販売会社に委託する当ファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。

b . 委託会社の概況

(以下に記載する情報は、本書提出日現在のものです。)

資本金の額

資本金 : 940百万円

発行する株式の総数 : 320,000株

発行済株式の総数 : 308,168株

会社の沿革

1993年 9 月16日	クレディ・スイス投信株式会社設立
1993年 9 月30日	証券投資信託委託業の認可
1995年 5 月31日	投資顧問業の登録
1997年 3 月31日	投資一任契約に係る業務の認可
1997年 4 月 1 日	クレディ・スイス投資顧問株式会社と合併し、商号をクレディ・スイス投信投資顧問株式会社に変更
1998年11月 1 日	商号をクレディ・スイス投信株式会社に変更
2002年 2 月 1 日	ウォーバーク・ピンカス・アセット・マネジメント投信株式会社と合併
2009年 7 月 1 日	商号をアバディーン投信投資顧問株式会社に変更
2017年12月 1 日	商号をアバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社に変更
2021年 9 月27日	商号をアバディーン・ジャパン株式会社に変更

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
アバディーン・ホールディングス・リミテッド (abrdn Holdings Limited)	英国スコットランド、 エジンバラ	308,168株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a . 基本方針

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

b . 投資態度

主としてマザーファンドに投資します。なお、債券に直接投資する場合があります。

- ・マザーファンドでは、原則として、日本を除く先進主要国の「ＢＢＢ－／Ｂａａ３」格以上の各種債券（ソブリン債、投資適格事業債、アセットバック証券、モーゲージ証券、商業用モーゲージ証券、永久変動利付き債、優先証券等）に分散投資します。投資対象となる各種債券は以下のとおりです。

〔投資対象とする各種債券について〕

ソ ブ リ ン 債	各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建、外貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。
投 資 適 格 事 業 債	S & P社やムーディーズ社といった格付機関によって格付けされている事業債で「ＢＢＢ－／Ｂａａ３」格以上の事業債をいいます。
アセットバック証券	自動車ローン、クレジットカード・ローンなど各種の金融債権を裏付けとして発行される証券をいいます。
モ ー ゲ ー ジ 証 券	住宅ローン(モーゲージ・ローン)を裏付けとして発行される証券をいいます。
商 業 用 モ ー ゲ ー ジ 証 券	商業用不動産(オフィス・ビル、ショッピング・センター、ホテルなど)の賃貸料収入などを裏付けとして発行される証券をいいます。
永 久 変 動 利 付 き 債	償還期限を定めていない債券で、表面利率が指標金利を基準に定期的に更改されるものをいいます。
優 先 証 券	1990年代初めより米国において急速に発展してきた新しい形態の有価証券で、株式と社債の性格を併せ持っています。弁済順位は株式と上級社債の中間に位置します。なお、優先証券には様々な形態のものがありますが、当ファンドでは債券の性格を有するもののみを投資対象とします。

- ・マザーファンドのポートフォリオの平均格付けの水準は、原則として「A -」格以上に維持します。

マザーファンドでは、債券の信用格付のポイント制を導入して、ポートフォリオ全体の平均格付けの水準を、原則として「A -」格以上に維持し、必要以上にポートフォリオ全体のクレジット・リスクが大きくならないよう配慮していきます。

為替ヘッジ

実質外貨建資産に対し、原則として為替ヘッジを行いません。

- *「実質外貨建資産」とは、当ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産のうち当ファンドに属するとみなした額（当ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

ベンチマーク

「FTSE世界国債インデックス（除く日本）」[円ベース]

現地通貨ベースのインデックスを円換算したものです。

ベンチマーク^{*}である「FTSE世界国債インデックス（除く日本）」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

- *「ベンチマーク」とは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。当ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。当ファンドは、長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークに対して一定の成果をあげることを保証するものではありません。また、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

c. 運用の特色

（以下は、マザーファンドの特色となります。）

超過収益の源泉を分散することにより、リスク・リターン特性の向上を目指します。

アバディーンは、債券運用プロセスは独自のリサーチ、魅力的なリスク・リターン特性を持った投資機会の発掘、様々な相関性の低い超過収益の源泉を組み合わせた運用を主な特徴としています。

金利（デュレーション、イールドカーブ、地域（国））、通貨、債券資産（国債、投資適格事業債）の各分野において市場の非効率性を発見し、付加価値の創出に努めています。

チーム・アプローチを重視します。

欧州、米国、シンガポールなどにポートフォリオ・マネジャーとアナリストを配置し、グローバルな情報交換体制で運用を行います。運用担当者は、明確な運用目標と報告体系で運用を行い、個別の超過収益の源泉において投資機会を追求します。

クレジット、ソブリンの運用担当者がそれぞれの専門分野で独立して分析を行います。

当該マザーファンドは、運用の指図に関する権限の一部を次の者に委託します。

- ・アバディーン・インベストメンツ・リミテッド
- ・アバディーン・インク

また、アバディーン・インベストメンツ・リミテッドは、委託を受けた運用指図に関する権限の一部を次の者に再委託する場合があります。

- ・アバディーン・インク
- ・アバディーン・アジア・リミテッド

- *運用の指図権限を委託されるそれぞれの者の委託の内容の範囲については、運用委託契約により委託会社が適宜決定します。なお、委託会社が適切であると認めた場合には運用の権限委託を行わない場合があります。

運用プロセス

グローバル経済分析

質の高い独自のリサーチを元に経済情勢を見極め、債券市場の観点から分析します。

投資アイデアの創出

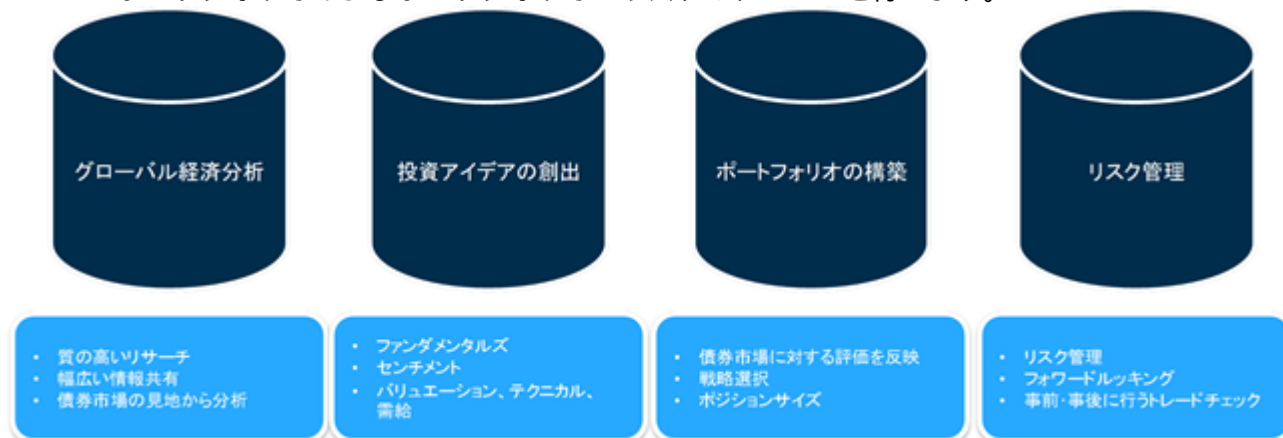
クレジットおよびソブリンの各リサーチを元に、金利（デュレーション、イールドカーブ、地域（国））、通貨、セクター等について分析し、投資アイデアを創出します。

ポートフォリオの構築

金利（デュレーション、イールドカーブ、地域（国））、通貨、セクター等の投資判断をアクティブに行い、分散したポートフォリオを構築します。また、定期的にポートフォリオ組入銘柄の見直しを行います。

リスク管理

運用チームがポートフォリオを恒常的にモニタリングします。また、定性・定量の両観点からポートフォリオおよびポートフォリオ・リスクのレビューを行います。



* 上記は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（２）【投資対象】

以下に記載の a . から d . については、添付書類の当ファンドの信託約款から抜粋しております。

a . 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1 . 株券または新株引受権証券
- 2 . 国債証券
- 3 . 地方債証券
- 4 . 特別の法律により法人の発行する債券
- 5 . 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6 . 特定目的会社にかかる特定社債券（金商法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
- 7 . 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金商法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金商法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金商法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金商法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金商法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金商法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金商法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
 17. 預託証書（金商法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金商法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
 20. 貸付債権信託受益権であって金商法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものおよび14. の証券のうちクローズド・エンド型のものを「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを「公社債」といい、13. および14. の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを「投資信託証券」といいます。

b. 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

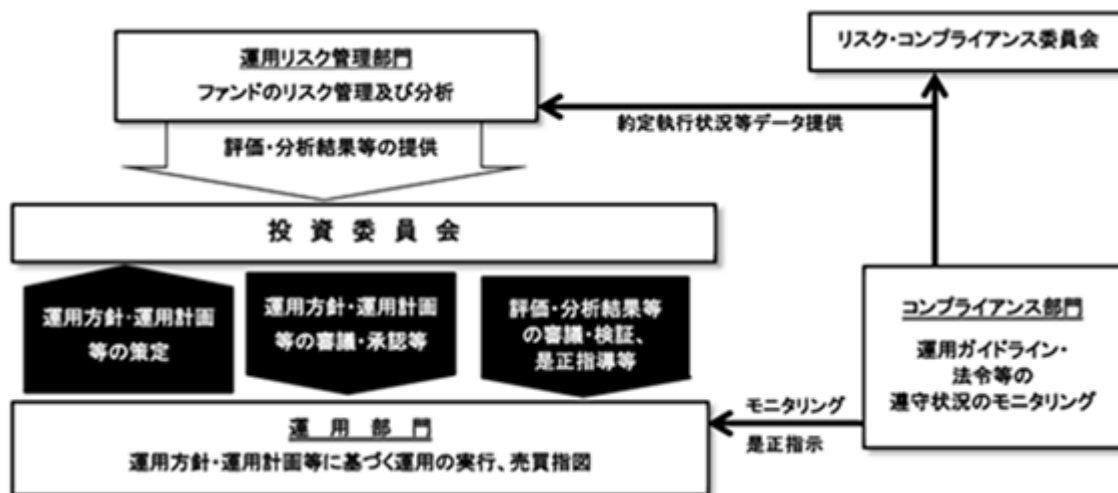
1. 預金
2. 指定金銭信託（金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金商法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5. の権利の性質を有するもの

c. 前記a. の規定にかかわらず、この信託の設定、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

d. その他の主な投資対象

1. 有価証券先物取引等を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
4. 外国為替の売買の予約を指図することができます。

(3) 【運用体制】



● 運用体制に関する社内規程等

ファンドの運用に関する社内規程として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程を設け、ポートフォリオ・マネジャーの適正な行動基準および禁止行為を規定し、法令遵守、顧客の保護、取引の公正を図っています。

また、実際の運用の指図においては、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となるインサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。

● 関係法人に関する管理体制

受託会社：委託会社の社内ガイドラインに基づき、委託する業務の明確化および外部委託先の選定に係り適正な業務執行能力・信用力等を評価します。委託会社は、システム・ダウン、顧客情報の漏洩、緊急時対応等を含む内部統制状況を定期的に監視しています。

（参考）マザーファンドの投資顧問会社：

委託会社の社内ガイドラインに規定された、投資顧問会社の選定基準に基づき任命されます。委託会社は定期的に運用状況、運用ガイドラインの遵守状況などについてモニタリングを行います。

* 運用業務の一部は、マザーファンドの運用委託契約に基づき、運用指図の権限を委託された者が行います。

* 上記は2026年8月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

a．収益分配方針

年２回の決算時（原則として毎年６月10日および12月10日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、基準価額の水準および国内の金利水準等を勘案して委託会社が決定します。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

b．収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期間終了日における利益は、次の方法により処理します。

イ．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用（消費税等相当額込）ならびに信託報酬（消費税等相当額込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用（消費税等相当額込）ならびに信託報酬（消費税等相当額込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期間終了日において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

c．収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全てが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

基準価額の水準等によっては分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

以下に記載のa．およびb．については、添付書類の当ファンドの信託約款から抜粋しております。

a．信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

株式（新株引受権証券を含みます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

b．信託約款上のその他の投資制限

投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

先物取引等の運用指図および範囲

- イ．委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金商法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金商法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金商法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
ロ．委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図および範囲

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価を行うものとします。
二．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図および範囲

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
ロ．金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ．金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
二．委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付けの指図および範囲

- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1．および2．の範囲内で貸付けを行うことの指図をすることができます。
1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
ロ．前記イ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会の規則の定めるところに従い、合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

資金の借入れ

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までまたは解約代金入金日までもしくは償還金の入金日までが5営業日以内である場合の期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金もしくは償還金の合計額、かつ借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ｃ．その他の法令上の投資制限

（法令は本書提出日現在のものであり、今後改正される場合があります。）

イ．運用の指図の制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、以下の1．に掲げる数が2．に掲げる数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを当該投資信託財産の受託会社である信託会社等に指図することはできません。

1．その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数

2．当該株式に係る議決権の総数に内閣府令で定める率を乗じて得た数

ロ．デリバティブ取引に係る投資制限

（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）マザーファンドの概要

親投資信託
F S 海外高格付け債マザーファンド
運用の基本方針

信託約款第12条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、世界主要国（日本を除く）の国債をはじめとした各種投資適格債に分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

日本を除く先進主要国の各種投資適格債（「B B B - 」格以上の債券）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

原則として、日本を除く先進主要国の「B B B - 」格以上の各種債券（ソブリン債、投資適格事業債、アセットバック証券、モーゲージ証券、商業用モーゲージ証券、永久変動利付き債、優先証券等）に分散投資します。

運用にあたっては、邦貨建余剰資金の運用および為替の売買等の一部を除く運用指図に関する権限の一部を、原則として、アバディーン・インベストメンツ・リミテッドおよびアバディーン・インクにそれぞれ委託します。アバディーン・インベストメンツ・リミテッドは、委託を受けた運用指図に関する権限の一部を、アバディーン・インク、アバディーン・アジア・リミテッドに対して、再委託することがあります。ただし、運用の指図権限を委託されるそれぞれの者の委託の内容の範囲については、運用委託契約により委託会社が適宜決定します。なお、委託会社が適切であると認めた場合には運用の権限委託を行わない場合があります。

モーゲージ証券については、リスクの高いレバレッジ型の証券には投資しません。

ポートフォリオの平均格付けの水準は、原則として「A - 」格以上に維持します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

組入債券がデフォルトした場合には、当該債券を速やかに売却することを基本としますが、市況動向等を勘案して、売却時期を決定する場合もあります。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。（ヘッジ目的に限定しません。）

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。（ヘッジ目的に限定しません。）

(3)投資制限

外貨建資産の投資割合には制限を設けません。

株式（新株引受権証券を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は信託約款第15条の範囲で行います。

スワップ取引は信託約款第16条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は信託約款第17条の範囲で行います。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

当ファンドは、値動きのある資産に投資しますので、基準価額は変動します。

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

当ファンドのリスクおよび留意点は以下の通りです。ただし、下記に限定されるものではありません。

< 基準価額の変動要因等 >

金利変動リスク

債券および債券先物の価格は金利変動の影響を大きく受けます。投資している債券市場の金利が上昇した場合、実質的に組入れている債券の価格が下落することがあります。債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券の価格は下落（利回りは上昇）し、逆に金利が低下する過程では債券の価格は上昇（利回りは低下）することになります。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等による市場の混乱、取引に対する規制の新設等の場合には、投資額が予想外に減少したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

信用リスク

債券の発行体は債券の保有者に対し、あらかじめ決められた期日に利金や償還金を支払う義務を負いますが、発行体が財政難や経営不振などの理由から、この義務を履行できなくなり（デフォルト）、当該債券の価格が下落することが考えられます。このように、発行体がデフォルトに陥り債券の元利金を回収することができなくなることで、発行体や社債の元利金の支払いを保証している保証人（該当する場合には）の信用状況の変化等により債券価格が下落するリスクなどがあります。この信用リスクの一つの尺度としては、民間の格付機関による「信用格付」があり、一般的には信用格付の高い発行体ほど信用リスクが低いといえますが、信用格付も信用リスクの絶対的な指標ではありません。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となる場合があります。

デリバティブ（先物取引等）取引のリスク

価格変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことがあります。デリバティブ取引には、ヘッジする商品とヘッジされる資産との間の相関関係や証拠金を積むことによるリスクなどが伴います。また、実際の価格変動が見通しと異なった場合、運用資産が損失を被る可能性があります。

為替変動リスク

外貨建資産（外国為替予約取引を含みます。）の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。

当ファンドは実質外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受けます。

市場の閉鎖に伴うリスク

証券市場・外国為替市場等の金融市場は、世界的な経済事情の急変、その国における政策の変更、政変または天災地変等の諸事情により閉鎖されることがあり、混乱することがあります。これらにより、当ファンドの運用が影響を被り、基準価額が影響を受けることがあります。

<その他当ファンドの投資対象となる各種債券の主な固有のリスク>

ソブリン債への投資リスク

ソブリン債とは、各国政府や政府機関が発行する債券を総称するもので、一般的には比較的信用リスクが低いとされていますが、元利金の支払いの停止、延期その他によるデフォルト（債務不履行）の可能性があります。

各種債権を証券化したものへの投資リスク（モーゲージ証券およびアセットバック証券等）

1. 各種債権の原債務者によるデフォルトにより、証券化対象の資産のポートフォリオ（以下「特定資産」といいます。）のパフォーマンスが悪化し、投資元本が回収されない場合があります。
2. 特定資産を証券化して資金調達を行う者（オリジネーター）が倒産した場合に、これらの証券の発行体との間の倒産隔離が十分になされていない場合には、オリジネーターの倒産時に特定資産がオリジネーターの資産であるとみなされて証券化商品の元利金支払が履行不能ないしは履行遅滞に陥るリスクがあります。
3. 特定資産からの元利金の回収を行う回収業者が倒産した場合に、回収業者が回収した資金が回収業者の破産財団等に組入れられて証券化商品の元利金支払が履行不能ないしは履行遅滞に陥るリスクがあります。
4. 住宅ローンなどの借り手が予想を上回ってローンの期限前返済を行った場合、予想以上に早く元本の一部償還を受ける可能性があります。
5. 期限前返済に伴い償還された元本を再投資する場合、金利が低下している局面では、再投資利回りが期限前返済に伴い一部償還になった証券の利回りよりも低くなる可能性があります。期限前償還を受けた元本を再投資する場合には、これまでの特定資産と比べてリターンが下回るリスクがあります。
6. 証券化商品には、元利金支払いを確保するための信用補完措置がなされているのが一般的ですが、それらの信用補完が想定されたとおりに機能し元利金支払いが確実になされるという保証はありません。

永久変動利付債への投資リスク

永久変動利付債は償還期限が定められていないため、原則として長期の保有を前提としており、償還までの期間に発行体の倒産等により債券がデフォルト（債務不履行）になる可能性は、一般的には、同じ発行体の発行する償還期限が定められている債券より高くなります。

優先証券への投資リスク

優先証券には一般の社債と比較して株式に類似している特性があるため、一般の社債以上に発行体の業績の変動の影響を受ける場合があります。優先証券の発行体において、万一元利金支払い不履行や支払い遅延等が生じると、当該優先証券の価格は大幅に下落します。この際、優先証券は弁済順位が一般の債券に劣後するため、債券や他の債務に比べて下落幅が大きくなる可能性があります。通常、信用格付が低い優先証券は高い利回りで取引されますが、信用格付が高い債券よりもデフォルト（債務不履行）のリスクも高くなります。

<その他の留意点>

繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、信託期間中であっても、残存口数が10億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みを停止することがあります。

投資方針の変更に関わる留意点

経済情勢や投資環境等の変化および投資効率等の観点から、投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。

収益分配方針に関わる留意点

当ファンドは、基準価額の水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配原資となる売買益、利子等収益があれば分配を行う場合があります。

ファミリー・ファンド方式に関わる留意点

マザーファンドに、他のファンドが投資する場合には、解約資金を手当てするために、マザーファンドの追加買付・解約に伴う資金変動が生じることがあり、市況動向や取引量等の状況によっては、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

申込みの中止等の可能性に関わる留意点

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（社会的基盤の機能不全や予測不能な事態の発生など）があるときは購入・換金の受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金の受付を取消すことができます。

換金の受付を中止した場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額計算日に換金の申込みを受付けたものとします。

法令・税制・会計等の変更の可能性に関わる留意点

当ファンドに適用される法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

目論見書の記載事項等の変更の可能性に関わる留意点

有価証券届出書の訂正届出書の提出等により、目論見書の記載事項等が変更になる可能性があります。

その他

- ・当ファンドは、クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・資金動向や市況動向等によっては、当ファンドおよびマザーファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。
- ・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクや、システム上のリスクが生じる可能性があります。
- ・当ファンドは預貯金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構などの保護の対象ではありません。また、証券会社以外で購入された場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

<リスクの管理体制>

委託会社では、リスク管理に関するリスク・マネジメント・ポリシーに基づき、ファンドのパフォーマンス、運用リスクの分析管理、その他各種リスクの管理を、運用部から独立したリスク管理部門が行っております。また、定期的に投資委員会を開催し、各プロダクトのパフォーマンスとそのリスクの管理・分析に関する審議を行っております。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

【参考情報】

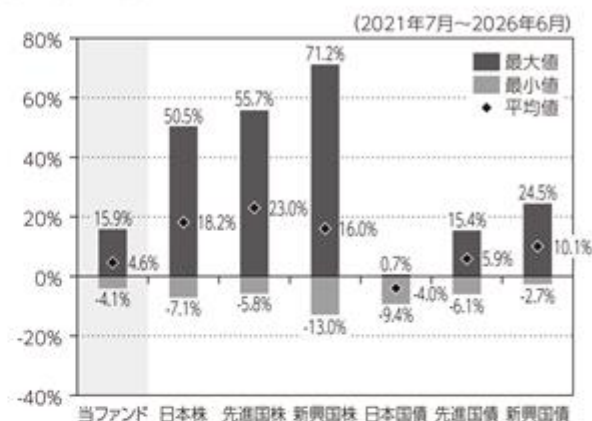
当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



*2021年7月～2026年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*各資産クラスの指数

日本株・・・ 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株・・・ MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

新興国株・・・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債・・・ FTSE日本国債インデックス

先進国債・・・ FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース)

新興国債・・・ JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)

注:海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

■TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

■「MSCIコクサイ・インデックス」および「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

■「FTSE日本国債インデックス」および「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

■「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)」とは、J.P.Morgan Securities Inc.が算出し公表している指数です。当指数の著作権は、J.P.Morgan Securities Inc.に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

購入時に、購入申込受付日の基準価額に対し3.3%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める購入時手数料をお支払いいただきます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

* 商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.15%を乗じた額がかかります。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.375%（税抜1.25%）を乗じて得た額とし、その配分（税抜）は次のとおりです。

* 運用管理費用（信託報酬）の総額：日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額です。

	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.7%	年率0.5%	年率0.05%
	年率0.6%	年率0.6%	年率0.05%

（注１）委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社に対する報酬が含まれます。

（注２）信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間終了日または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

（注３）信託報酬の配分については、販売会社により と の場合があります。

* 委託会社に対する報酬は、委託した資金の運用の対価です。

販売会社に対する報酬は、情報提供、各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価です。

受託会社に対する報酬は、運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

（４）【その他の手数料等】

- a. 信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支払います。
- b. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。
- c. 信託財産にかかる監査費用（消費税等相当額込）は、年間110万円（税抜100万円）を上限として、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間終了日または信託終了のとき信託財産中から支払います。当該費用は、当ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。また、当該費用は将来的に変更される場合があります。
- d. 当ファンドの組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額込）、デリバティブ取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中より支払います。
- e. 購入から換金または償還までの間にご負担いただく費用と税金の合計額は、運用状況、資産規模および保有期間等により異なるため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

a. 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

解約金または償還金に対する課税

換金（解約）時または償還時の差益（換金（解約）時または償還時の価額から購入したときの費用（購入時手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

損益通算について

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。詳しくは、販売会社にお問合わせ下さい。

b. 法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに換金（解約）時または償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の特別徴収はありません。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。益金不算入制度は適用されません。

c. 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料（消費税等相当額込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

d. 収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額に対して、以下のとおりとなります。

- ・当該受益者の個別元本と同額または上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ・当該受益者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

* 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

* 外国税額控除の適用となった場合には分配時の税金が上記と異なる場合があります。

* 上記は2026年6月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間における総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.47%	1.37%	0.10%

※対象期間は2025年12月11日～2026年6月10日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

(2026年 6 月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,842,670,140	98.63
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	39,356,584	1.37
合計(純資産総額)		2,882,026,724	100.00

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考) F S 海外高格付け債マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ合衆国	1,154,470,113	40.61
	中国	360,471,033	12.68
	イタリア	290,207,188	10.21
	スペイン	123,046,396	4.33
	フランス	121,424,254	4.27
	カナダ	59,979,698	2.11
	ポルトガル	47,028,652	1.65
	英国	38,792,067	1.36
	ベルギー	36,782,873	1.29
	ドイツ	35,539,646	1.25
	メキシコ	25,717,495	0.90
	オーストリア	24,200,410	0.85
	ポーランド	19,174,767	0.67
	マレーシア	14,056,156	0.49
	シンガポール	10,446,857	0.37
	アイルランド	10,185,407	0.36
	フィンランド	10,125,750	0.36
	ニュージーランド	8,203,959	0.29
	デンマーク	6,537,156	0.23
	ノルウェー	4,633,563	0.16
	オーストラリア	2,743,885	0.10
	小 計	2,403,767,325	84.56
社債券	英国	88,219,699	3.10
	小 計	88,219,699	3.10
地方債券	オーストラリア	33,007,107	1.16
	小 計	33,007,107	1.16
特殊債券	フランス	92,682,883	3.26
	国際機関	78,885,953	2.78
	カナダ	43,862,698	1.54
	スウェーデン	5,427,915	0.19
	小 計	220,859,449	7.77
現金・預金・その他資産（負債控除後）		96,856,929	3.41
合計(純資産総額)		2,842,710,509	100.00

(注)各資産の時価については、2026年6月末日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により、邦貨換算しております。

投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2026年 6 月30日現在)

種 類	銘柄名	数 量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
親投資信託 受益証券	F S 海外高格付け債 マザーファンド	901,662,112	3.0964	2,791,906,563	3.1527	2,842,670,140	98.63

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

(参考) F S 海外高格付け債マザーファンド（評価額の上位30位銘柄）

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ 合衆国	国債証券	4.25T-NOTE 280115	1,524,200	16,269.85	247,998,110	16,270.08	247,988,593	4.2500	2028/1/15	8.72
2	中国	国債証券	1.46CHINA(PEOPLES REP) 280525	8,480,000	2,396.03	203,190,492	2,395.94	203,175,810	1.4600	2028/5/25	7.15
3	アメリカ 合衆国	国債証券	3.5UNITED STATES TREASURY NOTES 281215	1,165,400	15,982.42	186,262,713	16,010.00	186,580,595	3.5000	2028/12/15	6.56
4	アメリカ 合衆国	国債証券	4T-NOTE 290731	911,600	16,144.81	147,187,372	16,190.15	147,589,460	4.0000	2029/7/31	5.19
5	中国	国債証券	2.27CHINA GVT 340525	5,040,000	2,500.73	126,042,819	2,503.52	126,177,739	2.2700	2034/5/25	4.44
6	アメリカ 合衆国	国債証券	4.25T-BOND 540215	718,000	14,324.42	102,850,356	14,662.04	105,273,452	4.2500	2054/2/15	3.70
7	アメリカ 合衆国	国債証券	3.625UNITED STATES TREASURY NOTES 301231	594,900	15,818.40	94,104,193	15,902.80	94,605,765	3.6250	2030/12/31	3.33
8	アメリカ 合衆国	国債証券	3.125T-BOND 440815	703,900	12,567.36	88,462,277	12,851.64	90,462,735	3.1250	2044/8/15	3.18
9	英国	社債券	5.125CHURCH COMM FOR EN 351125	410,000	21,167.37	86,787,515	21,516.99	88,219,699	5.1250	2035/11/25	3.10
10	アメリカ 合衆国	国債証券	3.625T-NOTE 310930	549,800	15,733.96	86,507,652	15,839.68	87,086,590	3.6250	2031/9/30	3.06
11	イタリア	国債証券	2.1ITALY(REP OF) 270826	444,000	18,425.64	81,813,148	18,421.93	81,793,398	2.1000	2027/8/26	2.88
12	アメリカ 合衆国	国債証券	4.125T-NOTE 321115	454,600	16,027.89	72,867,991	16,163.83	73,480,775	4.1250	2032/11/15	2.58
13	国際機関	特殊債券	4.625CENTRAL AMERN BK E 280214	306,000	21,509.30	65,818,775	21,624.33	66,170,452	4.6250	2028/2/14	2.33
14	アメリカ 合衆国	国債証券	2.875T-BOND 490515	445,100	11,390.03	50,700,269	11,672.41	51,953,920	2.8750	2049/5/15	1.83
15	イタリア	国債証券	3ITALY GVT 291001	243,000	18,536.85	45,046,264	18,634.10	45,280,879	3.0000	2029/10/1	1.59
16	カナダ	特殊債券	4.25PSP CAP INC 310630	270,000	16,159.42	43,630,896	16,245.44	43,862,698	4.2500	2031/6/30	1.54
17	スペイン	国債証券	3.45SPAIN GVT 341031	214,000	18,670.30	39,956,574	18,926.50	40,502,721	3.4500	2034/10/31	1.42
18	ポルトガ ル	国債証券	3.25PORTUGAL GVT 360613	201,500	18,262.53	36,801,268	18,546.38	37,370,968	3.2500	2036/6/13	1.31
19	フランス	特殊債券	3CSE D AMORT DETTE 300925	200,000	18,531.29	37,062,956	18,563.70	37,127,414	3.0000	2030/9/25	1.31
20	フランス	特殊債券	3.25SOC NAT SNCF SA 320902	200,000	18,331.11	36,664,159	18,512.65	37,025,310	3.2500	2032/9/2	1.30
21	アメリカ 合衆国	国債証券	2.375T-BOND TIPS 550215 (CPI-LINKED)	227,000	14,969.11	35,642,493	15,193.29	36,377,737	2.3750	2055/2/15	1.28
22	英国	国債証券	3.75UK TREASURY 531022	192,500	15,918.00	30,642,151	16,331.45	31,438,045	3.7500	2053/10/22	1.11
23	中国	国債証券	1.92CHINA GVT 550115	1,400,000	2,210.97	30,955,403	2,222.67	31,117,484	1.9200	2055/1/15	1.09
24	フランス	国債証券	0.75FRANCE-EMPRUNT D E 281125	170,700	17,617.51	30,073,765	17,697.62	30,209,846	0.7500	2028/11/25	1.06
25	イタリア	国債証券	3.15ITALY(REP OF) 310601	161,000	18,646.21	30,022,785	18,649.04	30,024,963	3.1500	2031/6/1	1.06
26	イタリア	国債証券	2.8ITALY GVT 281201	156,000	18,518.31	28,889,155	18,588.93	28,998,741	2.8000	2028/12/1	1.02
27	カナダ	国債証券	3.5GOVERNMENT OF CANADA 280301	247,000	11,543.98	28,514,457	11,562.78	28,560,073	3.5000	2028/3/1	1.00
28	アメリカ 合衆国	国債証券	2.25T-BOND 410515	214,300	11,703.44	25,083,314	11,964.52	25,639,981	2.2500	2041/5/15	0.90
29	オースト リア	地方債券	2NS WALES TSY 330308	270,000	9,168.00	24,754,204	9,289.04	25,080,417	2.0000	2033/3/8	0.88
30	イタリア	国債証券	3.25ITALY GVT 321115	130,000	18,368.18	23,880,241	18,597.46	24,176,698	3.2500	2032/11/15	0.85

(注)評価金額については、2026年6月末日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により、邦貨換算しております。

投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

(種類別の投資比率)

種 類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.63
合 計	98.63

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する種類の評価金額の比率です。

(参考) F S 海外高格付け債マザーファンド

種 類	投資比率（％）
国 債 証 券	84.56
特 殊 債 券	7.77
社 債 券	3.10
地 方 債 券	1.16
合 計	96.59

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する種類の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) F S 海外高格付け債マザーファンド

資産の 種類	買建/ 売建	通貨	数量	帳簿価額(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
為替予約 取引	買建	米ドル	1,152,865.53	182,740,815	186,453,974	6.56
		ユーロ	140,094.67	25,792,813	25,915,985	0.91
		イスラエル・シェケル	233,000.00	12,533,978	12,618,930	0.44
		オフショア人民元	326,000.00	7,551,649	7,769,655	0.27
		スターリング・ポンド	18,139.18	3,850,475	3,884,550	0.14
		オーストラリア・ドル	15,392.00	1,734,306	1,708,362	0.06
	売建	米ドル	755,663.35	120,466,113	122,214,109	4.30
		スターリング・ポンド	163,782.80	34,685,732	35,074,495	1.23
		ユーロ	108,507.00	20,024,207	20,072,611	0.71
		カナダ・ドル	4,745.06	543,409	540,674	0.02

(注) 評価金額については、原則として為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する通貨の評価金額の比率です。

資産の種類	国/地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額(円)	評価金額(円)	投資比率 (%)
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-BOBL FUTURE Sep26	買建	12	ユーロ	254,715,569	256,672,680	9.03
	アメリカ合衆国	シカゴ商品取引所	US 10yr Ultra Fut Sep26	買建	6	米ドル	108,562,586	109,963,401	3.87
	フランス	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	Euro-OAT Future Sep26	買建	3	ユーロ	66,125,466	66,792,726	2.35
	韓国	韓国証券取引所	KOREA 10YR BND FU Sep26	買建	2	韓国ウォン	22,129,727	22,379,299	0.79
	韓国	韓国証券取引所	KOREA 3YR BND FUT Sep26	買建	1	韓国ウォン	10,753,165	10,814,566	0.38
	アメリカ合衆国	シカゴ商品取引所	US ULTRA BOND CBT Sep26	売建	3	米ドル	55,598,276	56,953,217	2.00
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-BUXL 30Y BND Sep26	売建	2	ユーロ	39,820,594	41,310,808	1.45
金利先物取引	英国	ICEフューチャーズ・ヨーロッパ	ICE 3MTH SONIA FU Dec27	買建	9	スターリング・ポンド	463,491,888	464,774,124	16.35

(注) 評価金額については、原則として2026年6月末日現在に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しており、2026年6月末日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により、邦貨換算しております。

投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する資産の評価金額の比率です。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2026年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間終了日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たりの純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
36期（2016年12月12日）	2,806	2,817	1.2677	1.2727
37期（2017年6月12日）	2,688	2,699	1.2582	1.2632
38期（2017年12月11日）	2,824	2,841	1.3170	1.3250
39期（2018年6月11日）	2,673	2,683	1.2346	1.2396
40期（2018年12月10日）	2,744	2,762	1.2496	1.2576
41期（2019年6月10日）	2,763	2,774	1.2562	1.2612
42期（2019年12月10日）	2,765	2,776	1.2606	1.2656
43期（2020年6月10日）	2,864	2,875	1.3094	1.3144
44期（2020年12月10日）	2,819	2,830	1.3128	1.3178
45期（2021年6月10日）	2,845	2,856	1.3278	1.3328
46期（2021年12月10日）	2,782	2,793	1.3292	1.3342
47期（2022年6月10日）	2,764	2,774	1.3493	1.3543
48期（2022年12月12日）	2,772	2,782	1.3352	1.3402
49期（2023年6月12日）	2,691	2,701	1.3401	1.3451
50期（2023年12月11日）	2,737	2,747	1.3806	1.3856
51期（2024年6月10日）	2,847	2,857	1.4860	1.4910
52期（2024年12月10日）	2,771	2,781	1.4619	1.4669
53期（2025年6月10日）	2,624	2,634	1.4288	1.4338
54期（2025年12月10日）	2,841	2,850	1.5838	1.5888
55期（2026年6月10日）	2,834	2,843	1.6244	1.6294
2025年6月末日	2,661	-	1.4542	-
2025年7月末日	2,688	-	1.4818	-
2025年8月末日	2,680	-	1.4774	-
2025年9月末日	2,717	-	1.5018	-
2025年10月末日	2,811	-	1.5609	-
2025年11月末日	2,868	-	1.5938	-
2025年12月末日	2,848	-	1.5971	-
2026年1月末日	2,816	-	1.5817	-
2026年2月末日	2,872	-	1.6246	-
2026年3月末日	2,850	-	1.6115	-
2026年4月末日	2,891	-	1.6318	-
2026年5月末日	2,861	-	1.6327	-
2026年6月末日	2,882	-	1.6523	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
36期	0.0050
37期	0.0050
38期	0.0080
39期	0.0050
40期	0.0080
41期	0.0050
42期	0.0050
43期	0.0050
44期	0.0050
45期	0.0050
46期	0.0050
47期	0.0050
48期	0.0050
49期	0.0050
50期	0.0050
51期	0.0050
52期	0.0050
53期	0.0050
54期	0.0050
55期	0.0050

【収益率の推移】

	収益率(%)
36期	0.4
37期	0.4
38期	5.3
39期	5.9
40期	1.9
41期	0.9
42期	0.7
43期	4.3
44期	0.6
45期	1.5
46期	0.5
47期	1.9
48期	0.7
49期	0.7
50期	3.4
51期	8.0
52期	1.3
53期	1.9
54期	11.2
55期	2.9

（４）【設定及び解約の実績】

（単位：口）

	追加設定口数	一部解約口数	発行済口数
36期	135,851,420	109,044,072	2,213,827,256
37期	144,401,879	221,126,617	2,137,102,518
38期	142,852,550	135,497,034	2,144,458,034
39期	147,499,665	126,739,836	2,165,217,863
40期	151,807,229	120,521,029	2,196,504,063
41期	139,357,903	135,655,823	2,200,206,143
42期	141,976,876	148,286,549	2,193,896,470
43期	201,633,004	207,857,738	2,187,671,736
44期	186,141,512	226,170,123	2,147,643,125
45期	178,759,763	183,098,103	2,143,304,785
46期	115,539,913	165,184,057	2,093,660,641
47期	123,616,652	168,320,429	2,048,956,864
48期	146,251,321	118,992,077	2,076,216,108
49期	129,475,988	197,287,320	2,008,404,776
50期	115,056,375	140,555,359	1,982,905,792
51期	124,952,572	191,570,021	1,916,288,343
52期	124,703,542	145,086,163	1,895,905,722
53期	84,293,109	143,099,374	1,837,099,457
54期	79,923,150	122,625,904	1,794,396,703
55期	81,711,762	130,954,004	1,745,154,461

（注）追加設定口数、一部解約口数はすべて本邦内におけるものです。

< 参考情報 >

運用実績

2026年6月末日現在

基準価額・純資産の推移



分配金の推移

基準価額		純資産総額
16,523円		28.82億円

決算日		分配金
第51期	2024年 6 月	50円
第52期	2024年12月	50円
第53期	2025年 6 月	50円
第54期	2025年12月	50円
第55期	2026年 6 月	50円
設定来累計		3,260円

※上記分配金は一万口当たり、税引前です。

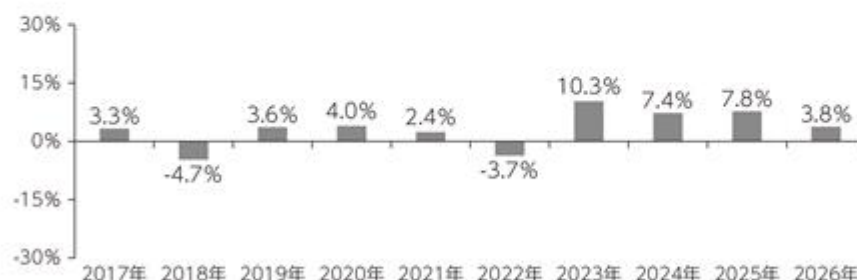
主要な資産の状況

組入上位10銘柄

銘柄名	国/地域	種類	通貨	償還日	利率	格付	実質投資比率
1 T-NOTE	アメリカ	国債	USD	2028/1/15	4.250%	AA+	8.8%
2 CHINA(PEOPLES REP)	中国	国債	CNH	2028/5/25	1.460%	A+	7.1%
3 T-NOTE	アメリカ	国債	USD	2028/12/15	3.500%	AA+	6.5%
4 T-NOTE	アメリカ	国債	USD	2029/7/31	4.000%	AA+	5.2%
5 CHINA GVT	中国	国債	CNH	2034/5/25	2.270%	A+	4.4%
6 T-BOND	アメリカ	国債	USD	2054/2/15	4.250%	AA+	3.7%
7 T-NOTE	アメリカ	国債	USD	2030/12/31	3.625%	AA+	3.3%
8 T-BOND	アメリカ	国債	USD	2044/8/15	3.125%	AA+	3.2%
9 CHURCH COMM FOR EN	イギリス	社債	GBP	2035/11/25	5.125%	AA	3.1%
10 T-NOTE	アメリカ	国債	USD	2031/9/30	3.625%	AA+	3.0%

※実質投資比率は、マザーファンドの投資比率に基づき算出した実質ベースの数値です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※当ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資して算出しております。

※2026年は年初から6月末日までの収益率を表示しております。

・上記のデータは過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

・最新の運用実績の一部は、委託会社のホームページで閲覧できます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

a．購入申込方法

原則として、午後3時30分までに購入申込みが行われ、かつ当該購入申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には購入申込みの受付は行いません。

（後記「申込不可日」をご参照ください。）

当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資」専用ファンドです。そのため、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」^{*}にしたがって契約を締結します。

^{*}販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。

当ファンドは、販売会社によって「定時定額購入サービス」^{*}等を選択できる場合があります。「定時定額購入サービス」等に関する契約等を販売会社と取交わした場合、当該契約等で規定する申込みの方法によるものとします。

^{*}他の名称で同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b．申込単位

申込単位（購入単位）は、販売会社が定めるものとします。

収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

確定拠出年金制度に基づく申込みは1円以上1円単位とします。

販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を取交わした場合、当該契約等で規定する単位とします。

c．購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

d．購入代金支払日

販売会社が別に定める日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。

e．購入申込時の振替口座簿について

購入申込者は販売会社に、購入申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができません。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

a．換金方法

原則として、午後3時30分までに換金申込みが行われ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には換金申込みの受付は行いません。

（後記「申込不可日」をご参照ください。）

b．換金単位

1口単位とします。

c．換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た信託財産留保額^{*}を差し引いた額とします。

^{*}「信託財産留保額」とは、信託期間終了前の換金に対し、換金する投資家から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。これは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する投資家と償還時まで保有する投資家との公平性を確保する目的で導入されています。

d．換金における制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によって、委託会社の判断により、一定の金額を超える換金の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金申込みの受付時間に制限を設ける場合があります。

e．換金代金支払日

原則として換金申込受付日より5営業日目から販売会社において支払います。

f．換金時の振替口座簿について

換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

「申込不可日」

販売会社の営業日であっても、ロンドンまたはニューヨークの証券取引所または銀行が休業日には、購入および換金の申込みの受付は行いません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a．基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいいます。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- b．基準価額は毎営業日に計算し、原則として、翌日の日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄の「アバディーン」に、「F S 高格債B」として掲載されます。また、販売会社または次の照会先でもお知らせいたします。なお、当ファンドの基準価額は、便宜上、1万口単位で表示されています。

〔照会先〕アバディーン・ジャパン株式会社

お問い合わせ窓口 03-4578-2251

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）

インターネット・ホームページ <https://www.aberdeeninvestments.com/ja-jp/investor>

- c．追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- d．収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{*1}は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

*1「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加設定のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

*2「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限です。

「第一部 証券情報（12）その他 信託終了（繰上償還）予定のお知らせ」に記載する手続きを経て信託終了（繰上償還）することとなった場合、信託期間は2027年3月5日までとします。

(4)【計算期間】

原則として毎年6月11日から12月10日までおよび12月11日から翌年6月10日までとします。

ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日は翌営業日とします。

また、最終計算期間終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a . 償還条件

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、残存口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、 の手続きにしたがって、この信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、監督官庁に届出する前に、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、当該手続きは適用されません。

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「b . 信託約款の変更」において信託約款の変更をしないこととした場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託約款を解約し、信託を終了させます。

b . 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、監督官庁に届出する前に、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

監督官庁の命令に基づいて、信託約款を変更する場合は、上記 から の手続きにしたがいます。

c . 公告

日本経済新聞に掲載します。

d . 運用報告書

- ・委託会社は、計算期間終了時および償還時に運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、受益者に対し、販売会社を通じて提供します。

- ・委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

インターネット・ホームページ： <https://www.aberdeeninvestments.com/ja-jp/investor>

上記にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

e．関係法人との契約の更新等に関する手続

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に関する業務の内容、一部解約に関する事務の内容、およびこれらに関する手続き等についての契約の有効期間は1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

f．委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g．反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

a．収益分配金に対する請求権

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

b．償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日）までに信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c．一部解約（換金）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約（換金）の実行を請求する権利を有します。

d．帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しています。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しています。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第55期計算期間（2025年12月11日から2026年6月10日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【〔アバディーン・ファンド・セレクション〕海外高格付け債ファンド Bコース（為替ヘッジなし）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第54期 2025年12月10日現在	第55期 2026年6月10日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	53,852	545,684
コール・ローン	72,159,918	72,579,884
親投資信託受益証券	2,800,013,019	2,791,906,563
未収利息	691	1,193
流動資産合計	2,872,227,480	2,865,033,324
資産合計	2,872,227,480	2,865,033,324
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	8,971,983	8,725,772
未払解約金	1,979,825	1,332,805
未払受託者報酬	752,210	783,766
未払委託者報酬	18,053,080	18,810,374
その他未払費用	495,000	495,000
流動負債合計	30,252,098	30,147,717
負債合計	30,252,098	30,147,717
純資産の部		
元本等		
元本	1,794,396,703	1,745,154,461
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,047,578,679	1,089,731,146
（分配準備積立金）	491,113,823	524,615,736
元本等合計	2,841,975,382	2,834,885,607
純資産合計	2,841,975,382	2,834,885,607
負債純資産合計	2,872,227,480	2,865,033,324

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第54期 自 2025年 6 月11日 至 2025年12月10日	第55期 自 2025年12月11日 至 2026年 6 月10日
営業収益		
受取利息	70,417	126,886
有価証券売買等損益	309,010,754	100,293,544
営業収益合計	309,081,171	100,420,430
営業費用		
受託者報酬	752,210	783,766
委託者報酬	18,053,080	18,810,374
その他費用	495,000	495,000
営業費用合計	19,300,290	20,089,140
営業利益又は営業損失（ ）	289,780,881	80,331,290
経常利益又は経常損失（ ）	289,780,881	80,331,290
当期純利益又は当期純損失（ ）	289,780,881	80,331,290
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	8,991,910	3,379,126
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	787,741,095	1,047,578,679
剰余金増加額又は欠損金減少額	40,531,112	50,181,188
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	40,531,112	50,181,188
剰余金減少額又は欠損金増加額	52,510,516	76,255,113
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	52,510,516	76,255,113
分配金	8,971,983	8,725,772
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,047,578,679	1,089,731,146

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって評価するものとします。
--------------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第54期 自 2025年 6 月11日 至 2025年12月10日	第55期 自 2025年12月11日 至 2026年 6 月10日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

期別	第54期 2025年12月10日現在	第55期 2026年 6 月10日現在
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額		
期首元本額	1,837,099,457円	1,794,396,703円
期中追加設定元本額	79,923,150円	81,711,762円
期中一部解約元本額	122,625,904円	130,954,004円
2. 受益権の総数	1,794,396,703口	1,745,154,461口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第54期 自 2025年 6 月11日 至 2025年12月10日	第55期 自 2025年12月11日 至 2026年 6 月10日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額より、運用権限委託契約に定められた報酬額を支払っております。	1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程
費用控除後の配当等収益額 39,900,746円	費用控除後の配当等収益額 45,545,859円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 117,620,516円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 31,406,305円
収益調整金額 1,038,686,713円	収益調整金額 1,032,040,476円
分配準備積立金額 342,564,544円	分配準備積立金額 456,389,344円
当ファンドの分配対象収益額 1,538,772,519円	当ファンドの分配対象収益額 1,565,381,984円
当ファンドの期末残存口数 1,794,396,703口	当ファンドの期末残存口数 1,745,154,461口
10,000口当たり収益分配対象額 8,575円	10,000口当たり収益分配対象額 8,969円
10,000口当たり分配金額 50円	10,000口当たり分配金額 50円
収益分配金金額 8,971,983円	収益分配金金額 8,725,772円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	期別 第54期 自 2025年 6 月11日 至 2025年12月10日	第55期 自 2025年12月11日 至 2026年 6 月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、金融商品を投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドは親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、当該親投資信託受益証券にかかるリスクは、当ファンドに影響を及ぼします。 投資対象とする金融商品は、金利変動、為替変動等に伴う市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社では、取締役会が決定したリスク管理に関するリスク・マネジメント・ポリシーに基づき、ファンドのパフォーマンス、運用リスクの分析管理、その他各種リスクの管理を、運用部から独立したリスク管理部門が行っております。また、定期的に投資委員会を開催し、各プロダクトのパフォーマンスとそのリスクの管理・分析に関する審議を行っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 第54期 2025年12月10日現在	第55期 2026年 6 月10日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は原則として期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 売買目的有価証券 同左 (2)有価証券以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4.金銭債権及び満期のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権はその全額が1年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）

第54期(2025年12月10日現在)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	302,688,913
合計	302,688,913

第55期(2026年 6 月10日現在)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	97,740,172
合計	97,740,172

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第54期 自 2025年 6 月11日 至 2025年12月10日	第55期 自 2025年12月11日 至 2026年 6 月10日
該当事項はありません。	同左

（１口当たり情報に関する注記）

第54期 2025年12月10日現在		第55期 2026年 6 月10日現在	
1口当たり純資産額	1.5838円	1口当たり純資産額	1.6244円
(1万口当たり純資産額	15,838円)	(1万口当たり純資産額	16,244円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	F S 海外高格付け債マザーファンド	901,662,112	2,791,906,563	
合 計		901,662,112	2,791,906,563	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「F S 海外高格付け債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は、次のとおりです。

F S 海外高格付け債マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外です。

貸借対照表

（単位：円）

	2025年12月10日現在	2026年 6 月10日現在
資産の部		
流動資産		
預金	69,691,717	2,491,487
コール・ローン	45,537,769	14,100,753
国債証券	10,350,215,979	2,462,920,790
地方債証券	352,581,103	32,969,995
特殊債券	2,037,824,150	138,365,503
社債券	266,825,879	86,605,909
投資証券	668,821,251	-
派生商品評価勘定	57,383,439	2,434,326
未収利息	127,919,044	22,871,657
前払費用	9,304,744	3,781,418
差入委託証拠金	190,403,873	30,402,828
流動資産合計	14,176,508,948	2,796,944,666
資産合計	14,176,508,948	2,796,944,666
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	50,042,203	5,031,658
流動負債合計	50,042,203	5,031,658
負債合計	50,042,203	5,031,658
純資産の部		
元本等		
元本	4,727,893,638	901,662,112
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	9,398,573,107	1,890,250,896
元本等合計	14,126,466,745	2,791,913,008
純資産合計	14,126,466,745	2,791,913,008
負債純資産合計	14,176,508,948	2,796,944,666

（注）「F S 海外高格付け債マザーファンド」の計算期間は、毎年 6 月11日から翌年 6 月10日までであり、本報告書における開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、2025年12月10日および2026年 6 月10日における同ファンドの状況です。

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 公社債は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 ・金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しています。計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 ・金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(2) 投資証券は移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては基準価額で評価しております。 (1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知りうる直近の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

自 2025年6月11日 至 2025年12月10日	自 2025年12月11日 至 2026年6月10日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

期別		2025年12月10日現在	2026年 6 月10日現在
1.	本報告書における開示対象ファンドの期首日における当該親投資信託の元本額	5,236,594,053円	4,727,893,638円
	期中追加設定元本額	185,693,881円	1,483,345円
	期中一部解約元本額	694,394,296円	3,827,714,871円
	元本の内訳		
	グローバル・ボンド・ファンドV A < 適格機関投資家専用 >	3,790,776,258円	-円
	[アバディーン・ファンド・セレクション] 海外高格付け債ファンド Bコース（為替ヘッジなし）	937,117,380円	901,662,112円
	計	4,727,893,638円	901,662,112円
2.	受益権の総数	4,727,893,638口	901,662,112口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	期別 自 2025年 6 月11日 至 2025年12月10日	自 2025年12月11日 至 2026年 6 月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、金融商品を投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドは日本を除く先進主要国の各種投資適格債（「BBB-」格以上）の債券を主要投資対象として運用を行います。 デリバティブ取引には、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引、通貨関連では為替予約取引が含まれております。 デリバティブ取引は、債券関連および金利関連ではデュレーション・コントロールを目的として利用し、通貨関連では為替変動リスクの回避、または収益の確保を図るため、為替予約取引を利用します。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	投資対象とする金融商品は金利変動、為替変動等に伴う市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 委託会社では、取締役会が決定したリスク管理に関するリスク・マネジメント・ポリシーに基づき、ファンドのパフォーマンス、運用リスクの分析管理、その他各種リスクの管理を、運用部から独立したリスク管理部門が行っております。また、定期的に投資委員会を開催し、各プロダクトのパフォーマンスとそのリスクの管理・分析に関する審議を行っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	2025年12月10日現在	2026年 6 月10日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額		貸借対照表計上額は原則として期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法		(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 なお、外国債券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格提供会社の提供する価額のいずれかを時価としております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 売買目的有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
4.金銭債権及び満期のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）の決算日後の償還予定額		貸借対照表に計上している金銭債権はその全額が1年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）

(2025年12月10日現在)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	36,537,709
地方債証券	3,186,088
特殊債券	18,299,361
社債券	1,110,149
投資証券	4,145,602
合計	12,016,807

(2026年 6 月10日現在)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	23,104,290
地方債証券	372,851
特殊債券	1,583,586
社債券	922,778
合計	25,983,505

（注）「当計算期間」とは当マザーファンドの計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（債券関連）

(2025年12月10日現在)

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	債券先物取引				
	買建	2,230,704,307	-	2,211,759,179	18,945,128
	売建	2,334,085,761	-	2,305,489,718	28,596,043
	合計	4,564,790,068	-	4,517,248,897	9,650,915

(2026年 6 月10日現在)

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	債券先物取引				
	買建	433,557,137	-	431,201,631	2,355,506
	売建	95,322,564	-	94,703,100	619,464
	合計	528,879,701	-	525,904,731	1,736,042

(金利関連)

(2025年12月10日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	金利先物取引				
	買建	1,411,868,439	1,411,868,439	1,410,864,175	1,004,264
	売建	-	-	-	-
合計		1,411,868,439	1,411,868,439	1,410,864,175	1,004,264

(2026年 6月10日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	金利先物取引				
	買建	464,399,765	464,399,765	462,522,015	1,877,750
	売建	-	-	-	-
合計		464,399,765	464,399,765	462,522,015	1,877,750

(通貨関連)

(2025年12月10日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	1,816,037,539	-	1,841,854,490	25,816,951
	ユーロ	15,440,656	-	15,573,777	133,121
	スターリング・ポンド	120,005,437	-	122,377,986	2,372,549
	カナダ・ドル	6,478,500	-	6,650,633	172,133
	イスラエル・シェケル	58,416,635	-	58,709,277	292,642
	売建				
	米ドル	109,311,451	-	110,153,386	841,935
	ユーロ	1,174,561,215	-	1,194,855,726	20,294,511
	オーストラリア・ドル	20,259,192	-	20,924,941	665,749
	スターリング・ポンド	443,566,876	-	451,720,225	8,153,349
	カナダ・ドル	25,462,439	-	25,599,706	137,267
合計		3,789,539,940	-	3,848,420,147	1,305,415

(2026年 6 月10日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	130,208,946	-	131,789,880	1,580,934
	ユーロ	13,307,784	-	13,308,463	679
	スターリング・ポンド	3,850,475	-	3,869,859	19,384
	オーストラリア・ドル	1,734,306	-	1,722,474	11,832
	イスラエル・シェケル	12,533,978	-	12,577,712	43,734
	オフショア人民元	7,551,649	-	7,710,617	158,968
	売建				
	米ドル	58,302,316	-	58,803,146	500,830
	ユーロ	7,929,766	-	7,944,264	14,498
	スターリング・ポンド	31,679,550	-	31,938,837	259,287
	カナダ・ドル	543,409	-	544,201	792
合計		267,642,179	-	270,209,453	1,016,460

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切捨てております。

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物売買相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2025年 6 月11日 至 2025年12月10日	自 2025年12月11日 至 2026年 6 月10日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

2025年12月10日現在		2026年 6 月10日現在	
1口当たり純資産額	2.9879円	1口当たり純資産額	3.0964円
(1万口当たり純資産額	29,879円)	(1万口当たり純資産額	30,964円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	4.25T-NOTE 280115	1,524,200	1,527,176.92	
		3.5UNITED STATES TREASURY NOTES 281215	1,165,400	1,147,008.52	
		4T-NOTE 290731	911,600	906,383.21	
		3.625UNITED STATES TREASURY NOTES 301231	900,400	877,116.19	
		3.625T-NOTE 310930	549,800	532,715.39	
		4.125T-NOTE 321115	454,600	448,722.16	
		4T-NOTE 340215	46,600	45,295.74	
		2.25T-BOND 410515	214,300	154,463.42	
		3.125T-BOND 440815	703,900	544,752.60	
		2.875T-BOND 490515	445,100	312,213.30	
		4.25T-BOND 540215	718,000	633,354.52	
		2.375T-BOND TIPS 550215 (CPI-LINKED)	227,000	219,487.06	
		国債証券 小計	7,860,900	7,348,689.03	
			(1,179,097,154)		
米ドル合計				7,348,689.03	
			(1,179,097,154)		
ユーロ	国債証券	1.45SPAIN GVT 271031	363,000	357,189.45	
		1.4SPAIN GVT 280730	193,000	187,872.28	
		2.125PORTUGAL GVT 281017	41,200	40,760.22	
		0.75FRANCE-EMPRUNT D E 281125	170,700	162,253.93	
		2.8ITALY GVT 281201	156,000	155,862.72	
		5.5FRANCE(GOVT OF) 290425	117,400	125,707.81	
		3ITALY GVT 291001	243,000	243,033.53	
		2.7SPAIN GVT 300131	391,000	388,891.33	
		AUSTRIA GVT 300220	45,000	40,619.25	
		2.5FRANCE GVT 300525	225,200	220,988.87	
		0.1BELGIUM GVT 300622	38,800	34,677.50	
		3.25ITALY GVT 321115	130,000	128,838.64	
		1.3IRELAND GVT 330515	44,000	39,452.91	
		1.125FINLAND GVT 340415	41,000	35,172.17	
		3.45SPAIN GVT 341031	214,000	215,573.64	
		3.85ITALY GVT 350201	94,000	95,251.14	
		2.95AUSTRIA GVT 350220	56,500	55,413.08	
		5BELGIUM GVT 350328	104,100	116,134.68	
		3.2FRANCE GVT 350525	61,200	59,150.24	
		3.45ITALY GVT 360201	58,000	56,503.48	
		2.9GERMANY(FED REP) 360215	131,900	130,218.53	
		1.25FRANCE GVT 360525	32,500	25,808.56	
		3.25PORTUGAL GVT 360613	201,500	198,550.14	
		3.4SPAIN(KINGDOM OF) 361031	53,000	52,384.57	
		4.05ITALY GVT 371030	81,000	82,073.46	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		1GERMANY GVT 380515	125,100	97,696.21	
		1.25FRANCE GVT 380525	81,300	60,601.83	
		4.15ITALY GVT 391001	73,000	73,587.28	
		1SPAIN GVT 420730	56,000	36,685.84	
		0.5FINLAND GVT 430415	31,000	18,438	
		0.5FRANCE GVT 440625	112,600	60,045.24	
		4.75ITALY GVT 440901	31,000	32,815.25	
		2IRELAND GVT 450218	18,600	14,635.67	
		2.9SPAIN GVT 461031	36,000	30,414.42	
		2FRANCE GVT 480525	52,100	34,775.86	
		3.85ITALY GVT 490901	51,000	46,728.16	
		2.15ITALY GVT 520901	43,000	27,550.31	
		3.625PORTUGAL GVT 540612	11,800	10,922.99	
		4SPAIN GVT 541031	17,000	16,477.58	
		3.25FRANCE GVT 550525	67,100	53,332.12	
		3.5BELGIUM GVT 550622	52,740	44,849.10	
		4FRANCE GVT 600425	22,600	20,418.19	
		3.8AUSTRIA GVT 620126	33,000	32,788.93	
		1.75FRANCE GVT 660525	15,900	7,885.85	
		3.45SPAIN GVT 660730	12,000	10,232.35	
		2.8ITALY GVT 670301	11,000	7,579.34	
		国債証券 小計	4,240,840	3,986,842.65	
			(738,004,442)		
	特殊債券	3.25SOC NAT SNCF SA 320902	200,000	197,810.41	
		3.625AGENCE FRANC DEV 350120	100,000	98,666.24	
		3.625INTL.DEVEL..ASSOC. 501028	70,000	66,783.73	
	特殊債券 小計	370,000	363,260.38		
			(67,243,128)		
ユーロ合計				4,350,103.03	
				(805,247,570)	
カナダ・ドル	国債証券	3.5GOVERNMENT OF CANADA 280301	247,000	249,798.14	
		3.25CANADA GVT 341201	200,000	197,565.89	
		2.75GOVERNMENT OF CANADA 551201	92,000	73,792.04	
	国債証券 小計	539,000	521,156.07		
			(59,932,948)		
カナダ・ドル合計				521,156.07	
				(59,932,948)	
スターリング・ポンド	国債証券	3.75UK TREASURY 531022	192,500	142,488.50	
		4UK TREASURY 631022	44,000	33,235.72	
	国債証券 小計	236,500	175,724.22		
			(37,710,417)		
	特殊債券	4.625CENTRAL AMERN BK E 280214	306,000	306,062.66	
	特殊債券小計	306,000	306,062.66		
			(65,681,046)		
	社債券	5.125CHURCH COMM FOR EN 351125	410,000	403,569.01	
	社債券 小計	410,000	403,569.01		
		(86,605,909)			
スターリング・ポンド合計				885,355.89	
				(189,997,372)	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
オーストラリア・ドル	国債証券	3AUSTRALIA GVT 470321	34,000	24,080.84	
	国債証券 小計		34,000	24,080.84	
					(2,714,392)
	地方債証券	2.5TSY CORP VICTORIA 291022	76,000	70,603.24	
		2NS WALES TSY 330308	270,000	221,891.40	
	地方債証券 小計		346,000	292,494.64	
				(32,969,995)	
オーストラリア・ドル合計				316,575.48	
				(35,684,387)	
ニュージーランド・ドル	国債証券	0.25NEW ZEALAND GVT 280515	61,000	57,339.85	
		5NEW ZEALAND GVT 540515	32,000	31,271.54	
	国債証券 小計		93,000	88,611.39	
					(8,264,784)
ニュージーランド・ドル合計				88,611.39	
				(8,264,784)	
メキシコ・ペソ	国債証券	8.5MEXICO GVT 290531	710,800	718,063.36	
		7.75MEXICO GVT 310529	1,534,300	1,482,942.36	
		8MEXICO GVT 530731	641,900	543,356.29	
	国債証券 小計		2,887,000	2,744,362.01	
					(25,241,269)
メキシコ・ペソ合計				2,744,362.01	
				(25,241,269)	
ノルウェー・クローネ	国債証券	2.125NORWAY GVT 320518	318,000	281,302.73	
	国債証券 小計		318,000	281,302.73	
					(4,745,577)
ノルウェー・クローネ合計				281,302.73	
				(4,745,577)	
ポーランド・ズロチ	国債証券	3.75POLAND GVT 270525	167,000	166,799.53	
		1.75POLAND GVT 320425	327,000	269,915.43	
	国債証券 小計		494,000	436,714.96	
					(19,048,545)
ポーランド・ズロチ合計				436,714.96	
				(19,048,545)	
オフショア人民元	国債証券	1.46CHINA(PEOPLES REP) 280525	8,480,000	8,520,124.81	
		2.27CHINA GVT 340525	5,040,000	5,285,190.96	
		1.92CHINA GVT 550115	1,400,000	1,298,013.91	
	国債証券 小計		14,920,000	15,103,329.68	
					(357,497,323)
オフショア人民元合計				15,103,329.68	
				(357,497,323)	
シンガポール・ドル	国債証券	2.625SINGAPORE GVT 280501	25,000	25,487.53	
		3.375SINGAPORE GVT 330901	29,000	31,552.04	
		1.875SINGAPORE GVT 500301	27,000	26,095.55	
	国債証券 小計		81,000	83,135.12	
					(10,363,624)
シンガポール・ドル合計				83,135.12	
				(10,363,624)	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
マレーシア・リングット	国債証券	3.733MALAYSIA GVT 280615	84,000	84,848.70	
		4.642MALAYSIA GVT 331107	172,000	183,797.44	
		4.065MALAYSIA GVT 500615	82,000	82,317.93	
	国債証券 小計		338,000	350,964.07	
					(13,842,900)
マレーシア・リングット合計				350,964.07	
					(13,842,900)
デンマーク・クローネ	国債証券	2.25DENMARK GVT 331115	269,400	260,695.01	
	国債証券 小計		269,400	260,695.01	
					(6,457,415)
デンマーク・クローネ 合計				260,695.01	
					(6,457,415)
スウェーデン・クローネ	特殊債券	3KOMMUNINVEST I SVE 310618	320,000	321,401.60	
	特殊債券 小計		320,000	321,401.60	
					(5,441,329)
スウェーデン・クローネ合計				321,401.60	
					(5,441,329)
合計				33,092,396.07	
					(2,720,862,197)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、邦貨換算額であり、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券12銘柄	100.00%	43.34%
ユーロ	国債証券46銘柄	91.65%	27.12%
	特殊債券3銘柄	8.35%	2.47%
カナダ・ドル	国債証券3銘柄	100.00%	2.20%
スターリング・ポンド	国債証券2銘柄	19.85%	1.39%
	特殊債券1銘柄	34.57%	2.41%
	社債券1銘柄	45.58%	3.18%
オーストラリア・ドル	国債証券1銘柄	7.61%	0.10%
	地方債証券2銘柄	92.39%	1.21%
ニュージーランド・ドル	国債証券2銘柄	100.00%	0.30%
メキシコ・ペソ	国債証券3銘柄	100.00%	0.93%
ノルウェー・クローネ	国債証券1銘柄	100.00%	0.18%
ポーランド・ズロチ	国債証券2銘柄	100.00%	0.70%
オフショア人民元	国債証券3銘柄	100.00%	13.14%
シンガポール・ドル	国債証券3銘柄	100.00%	0.38%
スウェーデン・クローネ	特殊債券1銘柄	100.00%	0.20%
マレーシア・リングット	国債証券3銘柄	100.00%	0.51%
デンマーク・クローネ	国債証券1銘柄	100.00%	0.24%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2026年6月30日現在)

資産総額	2,893,886,049 円
負債総額	11,859,325 円
純資産総額 (-)	2,882,026,724 円
発行済数量	1,744,285,855 口
1口当たり純資産額 (/)	1.6523 円

(参考) F S 海外高格付け債マザーファンド

資産総額	2,928,558,025 円
負債総額	85,847,516 円
純資産総額 (-)	2,842,710,509 円
発行済数量	901,662,112 口
1口当たり純資産額 (/)	3.1527 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- a. 名義書換手続き等
名義書換は行われません。
- b. 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
- c. 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
- d. 受益権の譲渡
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- e. 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- f. 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- g. 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金の支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としてします。）に支払います。
- h. 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金申込みの受付、換金代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（本書提出日現在）

資本金	: 940百万円
発行する株式の総数	: 320,000株
発行済株式の総数	: 308,168株

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

b. 委託会社の機構

経営の意思決定機構

取締役を株主総会において選任します。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中から5名以内の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から取締役社長を選定します。

取締役会は取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長がこれを招集することができずまたはこれを招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発します。全取締役および監査役の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

運用の意思決定機構

ファンドの信託約款等に定められている運用の基本方針に基づき、「投資委員会」において審議、決定される運用方針に沿って、運用部門が原則的に運用の指図を行います。

「投資委員会」は以下のように運営されています。

< 構成 >

運用部長、不動産投資運用部長、在日取締役を主要メンバーとして構成します。

< 開催 >

原則として月1回開催します。

< 審議事項 >

次に定める事項等を審議、承認または必要に応じて決定を行います。

- ・ファンドの運用方針の策定
- ・ファンドの運用方針の変更
- ・その他上記に準ずる事項

< その他 >

審議方法、議事録、通知等および事務局を投資委員会の規則により定めます。

* 上記は2026年8月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業務及び投資助言・代理業を行っています。

2026年6月末日現在、委託会社が運用する投資信託は3本であり、その純資産総額の合計は59,329百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載してある金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	1,508,754	2,268,759
立替金	154	238
仮払金	540	572
前払金	17	717
前払費用	19,355	23,355
未収入金	124,028	139,710
未収委託者報酬	58,349	50,715
未収投資助言報酬	63,945	93,809
未収運用受託報酬	341,691	281,016
差入保証金	750	750
流動資産合計	2,117,587	2,859,644
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	* 1 70,886	* 1 62,116
器具備品	* 1 20,567	* 1 28,961
有形固定資産合計	91,453	91,078
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
長期差入保証金	111,180	111,180
その他投資等	952	952
貸倒引当金（投資等）	792	792
投資その他の資産合計	111,340	111,340
固定資産合計	202,793	202,418
資産合計	2,320,381	3,062,063

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	22,884	13,361
未払金	132,245	227,805
未払手数料	15,024	11,732
未払委託調査費	39,465	15,102
その他未払金	* 2 77,755	* 2 200,970
未払費用	98,558	83,613
未払法人税等	23,873	103,649
未払消費税等	944	92,482
リース債務	728	750
賞与引当金	85,730	114,399
流動負債合計	364,964	636,063
固定負債		
退職給付引当金	117,195	145,157
役員退職慰労引当金	8,201	9,836
リース債務	1,785	1,037
資産除去債務	48,500	48,500
固定負債合計	175,682	204,531
負債合計	540,647	840,595
純資産の部		
株主資本		
資本金	940,000	940,000
資本剰余金		
資本準備金	1,057,021	1,057,021
資本剰余金合計	1,057,021	1,057,021
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	217,286	224,447
利益剰余金合計	217,286	224,447
株主資本合計	1,779,734	2,221,468
純資産合計	1,779,734	2,221,468
負債・純資産合計	2,320,381	3,062,063

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年 1月 1日 至2025年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	207,697	211,159
投資助言報酬	126,688	348,356
運用受託報酬	1,031,479	1,621,624
その他営業収益	* 1 284,377	* 1 279,547
営業収益計	1,650,243	2,460,687
営業費用		
支払手数料	54,765	51,695
広告宣伝費	2,767	4,895
公告費	1,140	1,140
調査費	74,195	43,080
委託調査費	148,351	124,799
委託計算費	68,957	43,824
通信費	2,514	2,480
印刷費	2,457	2,412
協会費	3,542	3,587
営業費用計	358,690	277,915
一般管理費		
役員報酬	49,041	54,607
給料・手当	436,989	499,892
交際費	6,468	6,584
旅費交通費	4,967	11,121
租税公課	21,244	29,085
不動産賃借料	102,087	102,109
退職給付費用	36,380	47,644
役員退職給付費用	660	660
役員退職慰労引当金繰入	1,467	1,634
賞与引当金繰入	66,044	103,449
固定資産減価償却費	14,593	14,938
事務委託費	* 2 373,484	* 2 654,766
諸経費	115,768	119,069
一般管理費計	1,229,197	1,645,565
営業利益	62,354	537,206

	前事業年度 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年 1月 1日 至2025年12月31日)
営業外収益		
受取利息	116	1,619
為替差益	-	4,643
その他	197	108
営業外収益計	313	6,371
営業外費用		
支払利息	86	67
固定資産除却損	1,246	676
為替差損	24,792	-
営業外費用計	26,125	744
経常利益	36,542	542,834
税引前当期純利益	36,542	542,834
法人税、住民税及び事業税	12,229	101,099
当期純利益	24,313	441,734

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度

（自2024年 1月 1日
至2024年12月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	940,000	1,057,021	-	1,057,021
当期変動額				
当期純利益	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	940,000	1,057,021	-	1,057,021

項目	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	241,600	241,600	1,755,421	1,755,421
当期変動額				
当期純利益	24,313	24,313	24,313	24,313
当期変動額合計	24,313	24,313	24,313	24,313
当期末残高	217,286	217,286	1,779,734	1,779,734

当事業年度

（自2025年 1月 1日
至2025年12月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	940,000	1,057,021	-	1,057,021
当期変動額				
当期純利益	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	940,000	1,057,021	-	1,057,021

項目	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	217,286	217,286	1,779,734	1,779,734
当期変動額				
当期純利益	441,734	441,734	441,734	441,734
当期変動額合計	441,734	441,734	441,734	441,734
当期末残高	224,447	224,447	2,221,468	2,221,468

重要な会計方針

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	15年
器具備品	3～18年

(2) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、その発生時の事業年度に一括して費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3．収益の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っています。契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。具体的には以下のとおりです。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額等に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき月末純資産価額等に対する一定割合として契約期間にわたり収益として認識しております。

また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬及び振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	178,264千円	190,496千円

* 2 関係会社項目

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
営業取引による未収・未払分		
その他未払金	3,625千円	24,474千円

（損益計算書関係）

* 1 その他営業収益

その他営業収益には、金融商品取引法第35条第1項に規定されている付随業務として、関係会社等とのリエゾン業務に係る収益が主に計上されております。

* 2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自2024年1月 1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025 年1月 1日 至 2025 年12月31日)
営業取引による取引高		
事務委託費	49,088千円	138,297千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	308,168	-	-	308,168

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	308,168	-	-	308,168

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、主に投資運用業及び投資助言業等を行っており、余剰資金運用については、銀行預金等安全性の高い金融資産で運用しております。現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる運用報酬の未決済額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されているため、信用リスクは極めて軽微であると認識しております。

未収入金及び未収運用受託報酬は概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、短期に決済が行われることにより、回収が不能となるリスクはほとんどないものと考えております。

未収投資助言報酬は、原則、短期に決済が行われることにより、回収が不能となるリスクはほとんどないものと考えております。

預金預入先に付きましては、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2024年12月31日現在）

預金、未収委託者報酬、未収投資助言報酬、未収運用受託報酬、未収入金、差入保証金、預り金、未払金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

長期差入保証金及びリース債務については、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当事業年度（2025年12月31日現在）

預金、未収委託者報酬、未収投資助言報酬、未収運用受託報酬、未収入金、差入保証金、預り金、未払金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

長期差入保証金及びリース債務については、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

<注1>金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超 5年以内
預金	1,508,754	-
未収入金	124,028	-
未収委託者報酬	58,349	-
未収投資助言報酬	63,945	-
未収運用受託報酬	341,691	-
差入保証金	750	-
長期差入保証金	-	101,180
金銭債権合計	2,097,518	101,180

当事業年度（2025年12月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超 5年以内
預金	2,268,759	-
未収入金	139,710	-
未収委託者報酬	50,715	-
未収投資助言報酬	93,809	-
未収運用受託報酬	281,016	-
差入保証金	750	-
長期差入保証金	-	101,180
金銭債権合計	2,834,761	101,180

<注2>リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
リース債務	728	750	772	262	-
合計	728	750	772	262	-

当事業年度（2025年12月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
リース債務	750	774	263	-	-
合計	750	774	263	-	-

（退職給付関係）

1. 採用している制度の概要：確定給付型退職一時金制度（キャッシュバランス型退職金）及び企業型確定拠出年金を設けております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自2024年 1月 1日 至2024年12月31日）	当事業年度 （自2025年 1月 1日 至2025年12月31日）
退職給付債務の期首残高	124,054	117,195
勤務費用	19,606	19,403
利息費用	1,091	1,513
数理計算上の差異の発生額	130	7,293
退職給付の支払額	27,426	247
退職給付債務の期末残高	117,195	145,157

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年12月31日）	当事業年度 （2025年12月31日）
退職給付債務	117,195	145,157
未積立退職給付債務	117,195	145,157
貸借対照表に計上された負債の額	117,195	145,157

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年 1月 1日 至2025年12月31日)
勤務費用	19,606	19,403
利息費用	1,091	1,513
数理計算上の差異の費用処理額	130	7,293
確定給付制度に係る退職給付費用	20,567	28,209

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年 1月 1日 至2025年12月31日)
割引率	1.40%	2.10%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度15,812千円、当事業年度19,434千円であります。

(ストックオプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,976	8,448
未払費用	30,178	25,602
役員退職慰労引当金	2,511	3,100
賞与引当金	26,250	35,029
退職給付引当金	35,885	45,544
資産除去債務	14,850	15,287
繰越欠損金	453,626	373,406
繰延税金資産 小計	567,279	506,419
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	453,626	373,406
将来減算一時差異等に係る評価性引当額	113,652	133,013
評価性引当額 小計	567,279	506,419
繰延税金資産の純額 合計	-	-

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（ ）	-	-	-	-	198,024	255,602	453,626
評価性引当額	-	-	-	-	198,024	255,602	453,626
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（ ）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2025年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（ ）	-	-	-	110,290	96,793	166,321	373,406
評価性引当額	-	-	-	110,290	96,793	166,321	373,406
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（ ）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2024年12月31日）	当事業年度 （2025年12月31日）
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
評価性引当額の増減	224.2%	3.2%
住民税均等割	2.6%	0.1%
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.9%	0.2%
繰越欠損金の利用	29.7%	16.7%
繰越欠損金の期限切れ	249.2%	-%
その他	0%	1.0%
税効果適用後の法人税等の負担率	33.4%	18.6%

（持分法投資損益等）
該当事項はありません。

（資産除去債務）
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- （1）当該資産除去債務の概要
本店事務所に係る定期建物賃貸借に基づく原状回復義務を有しており、資産除去債務を計上しております。
- （2）当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を期末時点から当該契約期間終了時として見積もり、資産除去債務の計上金額に及ぼす影響が乏しいために、割引計算をしておりません。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前事業年度 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年 1月 1日 至2025年12月31日)
期首残高	48,500	48,500
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	48,500	48,500

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は「投資運用業」の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	投資助言報酬	運用受託報酬	その他営業 収益	合計
外部顧客への営業収益	207,697	126,688	1,031,479	284,377	1,650,243

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	シンガポール	英国	ルクセンブルグ	その他	合計
441,618	150,259	958,104	92,808	7,452	1,650,243

(注) 営業収益は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度末貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
アバディーン・インベストメンツ・リミテッド	487,859	投資運用業
アバディーン・インベストメント・マネジメン ト・リミテッド	466,316	投資運用業

当事業年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	投資助言報酬	運用受託報酬	その他営業 収益	合計
外部顧客へ の営業収益	211,159	348,356	1,621,624	279,547	2,460,687

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	シンガポール	英国	ルクセンブ ルグ	その他	合計
1,252,643	148,226	969,773	83,937	6,107	2,460,687

（注）営業収益は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度末貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
アバディーン・インベストメント・マネジメン ト・リミテッド	562,843	投資運用業
アバディーン・インベストメンツ・リミテッド	406,930	投資運用業
ジャパンレジデンシャルプロパティファンド特 定目的会社	348,356	投資運用業

（関連当事者との取引）

（１）親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円） (注)	科目	期末残高（千円）
親会社	アバディーン・ホールディングス・リミテッド	英国エジンバラ	164.9百万 英国ポンド	資産運用業	(被所有) 100.0	一般管理事務に係る事務委託等	一般管理費等に係る再配分	49,088	その他未払金	3,625
									未払費用	3,154

（注）１．取引金額に消費税等は含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

当事業年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円） (注)	科目	期末残高（千円）
親会社	アバディーン・ホールディングス・リミテッド	英国エジンバラ	165.0百万 英国ポンド	資産運用業	(被所有) 100.0	一般管理事務に係る事務委託等	一般管理費等に係る再配分	138,297	その他未払金	24,474
									未払費用	3,378

（注）１．取引金額に消費税等は含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

（２）兄弟会社等

前事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円） （注）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	アバディーン・アジア・リミテッド	シンガポール	81.9百万シンガポールドル	資産運用業	無し	投資信託等に関するリエゾン業務及び不動産投資に関する助言等の業務の提供及び一般管理事務に係る事務委託等	一般管理費等に係る再配分	-	その他未払金	29,655
						資産運用の投資助言契約	資産運用の投資助言契約に係る投資助言報酬	-	未払委託調査費	27,082
親会社の子会社	アバディーン・インベストメント・リミテッド	英国エジンバラ	96.7百万英国ポンド	資産運用業	無し	資産運用の投資一任契約及び一般管理事務に係る事務委託等	資産運用の投資一任契約に係る運用報酬	452,009	未収運用受託報酬	25,307
親会社の子会社	アバディーン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国エジンバラ	34.4百万英国ポンド	資産運用業	無し	一般管理事務に係る事務委託及び資産運用の投資一任契約等	資産運用の投資一任契約に係る運用報酬	466,035	未収運用受託報酬	221,950
							委託計算費に係る費用の再配分	-	未収入金	41,859
親会社の子会社	アバディーン・インベストメント・ルクセンブルグ・エスエー	ルクセンブルグ	10.0百万ユーロ	資産運用業	無し	投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	-	未収入金	60,154

（注）１．取引金額に消費税等は含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

当事業年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円） (注)	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	アバディーン・インベストメンツ・リミテッド	英国エジンバラ	129.7百万 英国ポンド	資産運用業	無し	資産運用の投資一任契約及び一般管理事務に係る事務委託等	資産運用の投資一任契約に係る運用報酬	362,047	未収運用受託報酬	29,874
親会社の子会社	アバディーン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国エジンバラ	34.4百万 英国ポンド	資産運用業	無し	一般管理事務に係る事務委託及び資産運用の投資一任契約等	資産運用の投資一任契約に係る運用報酬	562,843	未収運用受託報酬	162,579
							一般管理費等に係る再配分	68,869	その他未払金	32,065
									未払費用	19,018
親会社の子会社	アバディーン・インベストメンツ・ルクセンブルグ・エスエー	ルクセンブルグ	10.0百万 ユーロ	資産運用業	無し	投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	83,937	未収入金	127,214
親会社の子会社	アバディーン・コーポレート・サービス・リミテッド	英国エジンバラ	0.1百万 英国ポンド	ビジネスサポート業	無し	一般管理事務に係る事務委託等	一般管理費等に係る再配分	224,094	その他未払金	77,220
									未払費用	7,058

（注）１．取引金額に消費税等は含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

（３）親会社に関する注記

アバディーン・ホールディングス・リミテッド（非上場）

（１株当たり情報）

区分	前事業年度 （自2024年 1月 1日 至2024年12月31日）	当事業年度 （自2025年 1月 1日 至2025年12月31日）
１株当たり純資産額	5,775円20銭	7,208円62銭
１株当たり当期純利益	78円89銭	1,433円42銭

（注）潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（注）１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自2024年 1月 1日 至2024年12月31日）	当事業年度 （自2025年 1月 1日 至2025年12月31日）
当期純利益（千円）	24,313	441,734
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	24,313	441,734
期中平均株式数（株）	308,168.00	308,168.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

a．定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重大な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額 (2026年3月末日現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
(再信託受託会社) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	

(2)販売会社

名称	資本金の額 (2026年3月末日現在)	事業の内容
株式会社もみじ銀行 [*]	10,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社りそな銀行	279,928百万円	
株式会社みずほ銀行	1,404,065百万円	
PWM日本証券株式会社 [*]	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
野村證券株式会社 [*]	10,000百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
株式会社SBI証券	54,323百万円	

* 当該販売会社は、本書提出日現在、新規募集を停止しております。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

信託財産の保管・管理業務・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2)販売会社

募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (2)目論見書の表紙等に次の各事項を記載することがあります。
 - 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - 委託会社等の情報、受託会社に関する情報
 - 詳細な情報の入手方法
 - ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等
 - ・請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - 目論見書の使用開始日
 - 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容について
 - ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
 - 委託会社のロゴ・マーク等
 - ファンドの形態等
 - 図案
 - ファンドの管理番号等
- (3)交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (4)請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

2026年3月19日

アバディーン・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松井貴志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアバディーン・ジャパン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アバディーン・ジャパン株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務情報を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年8月7日

アバディーン・ジャパン株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高見 昂平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている[アバディーン・ファンド・セレクション]海外高格付け債ファンド Bコース（為替ヘッジなし）の2025年12月11日から2026年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、[アバディーン・ファンド・セレクション]海外高格付け債ファンド Bコース（為替ヘッジなし）の2026年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アバディーン・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アバディーン・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。